

令和3年度宇治田原町各種
会計歳入歳出決算審査意見書

（ 一 般 会 計
特 別 会 計
事 業 会 計 ）

令和4年8月

宇治田原町監査委員

令和3年度宇治田原町各種会計歳入歳出決算審査意見書
(地方公営企業法による会計を除く)

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和3年度宇治田原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、それぞれの歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各種関係諸帳簿及び証書類等を審査した結果は次のとおりである。

1. 審査を行った決算書、帳簿及び証書類等

(1) 令和3年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算書

歳入歳出決算事項別明細書

実質収支に関する調書

財産に関する調書、関係帳簿及び証書類

(2) 令和3年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算書

歳入歳出決算事項別明細書

実質収支に関する調書、関係帳簿及び証書類

(3) 令和3年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入歳出決算事項別明細書

実質収支に関する調書、関係帳簿及び証書類

(4) 令和3年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算書

歳入歳出決算事項別明細書

実質収支に関する調書

財産に関する調書、関係帳簿及び証書類

(5) 現地調査

○町道新設改良事業費（奥山田天神社線）

○新市街地都市公園整備事業費（繰越含む）

2. 審査期日 令和4年8月18日、19日

3. 審査の統括意見

各会計の決算については、予算現額、収入済額、支出済額、予算台帳、出納簿、収入簿、支出簿、指定金融機関の収入、支出済額報告及び出納証書類を、財産については、財産台帳及び年度間の異動整理を、また物品については、年度初めの現在高、年度間における増減及び年度末現在高等を、それぞ

れ余すところなく照査し、その内容を審査した結果、計数的に正確であり予算執行の成果等各会計とも良好であると認める。

現地調査についても、資料及び現地での事業状況を審査した結果、事業の執行は適正であると認める。

4. 審査の個別意見

第1 一般会計決算について

(1) 総括意見

我が国経済の基調判断は、内閣府が発表した月例経済報告によると、「感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されるが、世界的に金融引締めが進む中での金融資本市場の変動や原材料価格の上昇、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある」とされている。

本町の財政状況は、歳入の基幹財源である町税が、法人町民税や軽自動車税、町たばこ税で増収となったものの、課税標準の特例減額措置等により固定資産税が大幅な減収となったことから、町税全体では約1,960万円の減少となっている。

また、国庫支出金については、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金等が増加した一方、特別定額給付金給付事業費補助金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減少により約9億1,060万円の減少となっている。

地方交付税においては、基準財政需要額の大幅な増加と基準財政収入額の減少により、普通交付税が増加しており、特別交付税は減少となったものの、地方交付税全体では約1億9,360万円の増加となっている。

町債においては、臨時財政対策債が増加したものの、庁舎建設事業債及び道路橋梁舗装改良事業債等の減少により約2億5,370万円の大幅な減少となっている。

歳入全体においては、前年度を約10億7,620万円(対前年度比△15.8%)下回っている状況である。

一方、歳出全体においては、子育て世帯への臨時特別給付金事業や新市街地都市公園整備事業が増加したものの、特別定額給付金事業や新庁舎建設事業、宇治田原山手線整備事業などの減少に伴い、前年度を約11億1,400万円(対前年度比△16.8%)下回っている状況である。

このような中、財政運営については、持続可能な健全財政を目指し、中長期的な財政見通しにより、経常経費の節減合理化に努めるとともに、創意と工夫をもって財源の重点的かつ効果的な運用を図られたところである。

また、第5次まちづくり総合計画に掲げる4つのまちづくりの目標及び、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる3つの基本目標実現に向け、各種施策を積極的かつきめ細やかに実施された中、本年度も実質収支で黒字決算

を打たれ、実質単年度収支も10年ぶりに黒字に転じ、財政調整基金も増加するなど、その成果はみられる。

しかしながら、この要因は地方交付税の大幅な増加による影響が大きいと考えられることから、歳入の根幹となる町税等の増加に努力されるとともに、アフターコロナへの対応、今後の公債費増加を見据え、第6次行政改革大綱に基づく、徹底した行財政改革の推進を図るとともに、今後はデジタル技術の活用によるスマート自治体への転換にも積極的に取り組まれ、持続可能な行財政運営に努力されたい。

表1：一般会計決算の状況(全体)

(単位：千円、%)

区 分		3年度決算額	2年度決算額	増減(3-2)
歳入総額(収入済額)	(A)	5,739,111	6,815,355	△1,076,244
(対前年度比)		(84.2%)	(99.9%)	
歳出総額(支出済額)	(B)	5,513,011	6,627,070	△1,114,059
(対前年度比)		(83.2%)	(97.8%)	
歳入歳出差引額(形式収支)	(C)	226,100	188,285	37,815
うち翌年度に繰り越すべき財源	(D)	24,166	21,271	2,895
実質収支(C-D)	(E)	201,934	167,014	34,920
前年度実質収支	(F)	167,014	38,127	128,887
単年度収支(E-F)	(G)	34,920	128,887	△93,967
積立金(財政調整基金)	(H)	90,146	20,119	70,027
繰上償還金	(I)	0	0	0
積立金(財政調整基金)取崩額	(J)	70,000	197,390	△127,390
実質単年度収支(G+H+I-J)		55,066	△48,384	103,450
予算現額 ※翌年度繰越額を除く	(K)	5,705,196	6,904,499	△1,199,303
歳出総額(支出済額)	(B)	5,513,011	6,627,070	△1,114,059
予算執行率(B÷K)		96.6%	96.0%	0.6%

(2) 歳入について

町税収入は法人町民税や軽自動車税、町たばこ税で増加となったものの、新型コロナウイルス感染症に係る課税標準の特例減額分の措置等を要因とする固定資産税の大幅な減少により、前年度に比べ町税全体では減少となっている。新型コロナウイルス感染症による経済への影響が税収にも反映されることが推測されることから、引き続き十分留意する必要がある。

このような状況にあっても、町税の安定した収入は、財政運営の根幹をなすものであり、税負担の公平性の観点からも、従来にも増して的確な課税客体の把握と、徴収の確保に努力されることを期待するところである。

地方交付税については基準財政需要額の増加と基準財政収入額の減少により、普通交付税が大幅に増加するとともに、歳入における構成比も高くなっていることから、今後の動向に注視が必要である。

各種補助金等については、厳しい財政事情下にありながら、有利な起債の借入、あらゆる制度を活用し財源の確保が図られたことは、職員各位の努力によるものであり、今後とも引き続き京都府をはじめ関係機関との連携を密にししながら、適切な財源確保についての調査・研究を進められるよう期待する。

また、徴収率は町税及び国保税並びに各種保険料等で、昨年より向上は図られているものの、依然として未収金がある。負担の公平性からも、更なる徴収努力をされたい。その他の歳入については法令もしくは条例等に基づき的確に収入されており良好と認める。

表2：歳入構成比（上位5科目） （単位：千円、％）

順位	款	決算額（前年度比）	（構成比）		
			R3	R2	R1
1位	町税	1,571,308（▲ 1.2%）	27.4%	23.3%	23.9%
2位	地方交付税	1,309,958（+ 17.3%）	22.8%	16.4%	14.0%
3位	国庫支出金	902,254（▲ 50.2%）	15.7%	26.6%	9.0%
4位	町債	538,604（▲ 32.0%）	9.4%	11.6%	28.2%
5位	府支出金	352,234（+ 6.0%）	6.1%	4.9%	5.2%

表3：町税（町税決算額の増減） （単位：千円）

	3年度	2年度	元年度	R3-R2	増減率
個人町民税	447,155	454,481	452,949	△ 7,326	△ 1.6%
法人町民税	181,373	134,192	201,531	47,181	35.2%
固定資産税	852,827	915,012	895,675	△ 62,185	△ 6.8%
軽自動車税	34,111	33,146	31,409	965	2.9%
町たばこ税	55,842	54,115	51,353	1,727	3.2%
町税計	1,571,308	1,590,946	1,632,917	△ 19,638	△ 1.2%
徴収率	98.7%	98.4%	98.2%		0.3%

表4：地方交付税（地方交付税決算額の増減）

（単位：千円）

	3年度	2年度	元年度	R3-R2	増減率
地方交付税	1,309,958	1,116,357	952,219	193,601	17.3%
普通交付税 (A)	1,204,298	986,345	834,186	217,953	22.1%
特別交付税	105,660	130,012	118,033	△ 24,352	△ 18.7%
臨時財政対策債 (B)	233,304	169,825	156,714	63,479	37.4%
実質的な交付税 (A)+ (B)	1,437,602	1,156,170	990,900	281,432	24.3%

(3) 歳出について

本年度の予算額に対する執行割合は、翌年度への繰越分を控除すると、全体で96%以上の執行がなされており、予算の見積りが適正に行われているとともに、住民要望に対し積極的な取り組みがなされた結果であると判断される。

その他、各項目別に支出状況及び支出効果等につき審査を行ったが、厳しい財政事情を踏まえ、適正な執行状況に努力されている結果が伺える。

一方で、子育て世帯への臨時特別給付金事業や、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業による扶助費の増加や公債費の増加により、義務的経費全体は前年度を上回っていることから、求められる行政需要に応えることは勿論、その財源を確保していくためには、引き続き適切な行財政運営に努められることを望むところである。

地方自治体をめぐる財政状況は、依然として厳しい状況で推移することが予想されるが、そのような状況にあっても、人口減少の克服と地域創生の実現に向けた様々な施策を推進しつつ、財政運営の適正化と健全化になお一層の努力を払われるよう望むところである。

表5：目的別分析(上位5費目)

（単位：千円、%）

順位	款	決算額 (前年度比)	(構成比)		
			R3	R2	R1
1位	民生費	1,469,590 (+ 15.5%)	26.7%	19.2%	18.2%
2位	総務費	1,149,900 (△ 48.0%)	20.9%	33.4%	37.1%
3位	土木費	854,865 (△ 18.5%)	15.5%	15.8%	16.3%
4位	教育費	569,713 (△ 11.1%)	10.3%	9.7%	7.7%
5位	公債費	491,506 (+ 4.6%)	8.9%	7.1%	6.2%

表6：性質別分析 義務的経費の状況 (単位：千円、%)

費 目	決 算 額 (前年度比)	(構成比)		
		R3	R2	R1
人 件 費	1,196,655 (+ 4.7%)	21.7%	17.2%	14.4%
扶 助 費	707,788 (+38.0%)	12.8%	7.7%	8.4%
公 債 費	491,506 (+ 4.6%)	8.9%	7.1%	6.2%
計	2,395,949 (+12.7%)	43.4%	32.0%	29.0%

第2 国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について

決算は歳入総額10億3,952万円、歳出総額10億25万1千円で、実質収支3,926万9千円の黒字である。

国民健康保険をはじめとする公的医療保険制度の現状は、医療費の歳出が増加する中、国保加入者数の減少により今後も厳しい財政運営が続くと予想される。健全な国民健康保険特別会計の運営のためにも、適切な保険税の設定と京都地方税機構と連携したさらなる収納率の向上、特定健診受診率の向上や健康維持・改善を図るための各種保健事業の推進により医療費の抑制への取り組みにより一層努力されたい。

第3 後期高齢者医療特別会計決算について

決算は歳入総額1億3,867万7千円、歳出総額1億3,689万2千円で、実質収支178万5千円の黒字である。

後期高齢者医療制度運営のための会計であり、京都府後期高齢者医療広域連合への納付金が主な支出であり、適切に支出されており、決算は良好であると認められる。

第4 介護保険特別会計決算について

(保険事業勘定)

決算は歳入総額7億9,768万5千円、歳出総額7億8,631万9千円で、実質収支1,136万6千円の黒字である。

(介護サービス事業勘定)

決算は歳入総額610万円、歳出総額375万6千円で、実質収支234万4千円の黒字である。

高齢化社会を迎え、介護保険制度の浸透により給付対象者が増加する中で、保険事業については、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービスや、施設サービス等の利用に対し、的確な運営が図られている。

また、介護サービス事業については、地域包括支援センター等が行う要支援者の予防プラン作成による介護保険サービスの利用支援など適切に取り組まれており、保険事業と併せてその決算は良好と認める。

今後ますます高齢化が進展する中、介護を必要とされる方が、本人の心身の状況に応じた介護サービスの利用につなげていくために、一層、適正な保険給付と保険運営に努められたい。

また、保険料について、負担の公平性の観点から、収入の確実な確保に向け、未収金の徴収の取り組みに努められたい。

第5 現地調査について

町道新設改良事業費（奥山田天神社線）、新市街地都市公園整備事業費（繰越含む）について、現地調査を行ったところであるが、資料及び現地確認の結果、適正に執行されていると認められる。

町道新設改良事業費（奥山田天神社線）は住民生活の利便性、安全性、快適性を確保するために整備を行ったものであり、交付税措置のある有利な起債である辺地債を活用し財源確保に取り組まれている。

新市街地都市公園整備事業費は、住民の日常的公園機能とあわせて、災害時の緊急避難場所ともなる防災機能を有する都市公園を整備するための工事であり、昨今の突発的な災害発生状況を考えると、早期の完成に期待するものである。

以上のとおり、令和3年度一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算の審査を行い、意見となる事柄につき列記したが、今後においても、新型コロナウイルス感染症への対応、人口減少、少子・高齢化等により、本町を取り巻く状況は厳しい状況で推移することが予想されるところであるが、中長期的な視野に立ち、住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果を挙げる町政運営を常に意識することを要望し、監査の意見とする。

令和4年8月19日

宇治田原町監査委員 本 多 八 朗

同 原 田 周 一

宇治田原町長 西 谷 信 夫 様

令和3年度宇治田原町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和3年度宇治田原町水道事業会計決算書並びに関係帳簿、証書類及び事業報告等を監査した結果、その意見は次のとおりである。

1. 審査対象

令和3年度宇治田原町水道事業会計決算書、関係帳簿及び証書類

2. 審査期日

令和4年8月18日、19日

3. 審査の総括意見

収支予算執行整理簿に基づき、現金出納簿及び総勘定元帳、日計簿、各試算表、出納証書類を余すところなく照査のうえ、さらに、その内容につき検討を加え、審査をした結果、決算は計数的に正確であり、内容も正確なものであると認める。

現地調査は、急速ろ過機改良事業費（繰越）について行い、資料及び現地確認の結果、適正に執行されていると認める。

業務状況について、給水人口は8,768人となり、前年度に比べ1.6%減少し、料金収入の対象となった年間有収水量は127万9,897m³で、前年度に比べ1.0%減少し、有収率は85.5%で、前年度に比べ0.1ポイント増加している。

今後も年間有収率向上のため水道管の更新等を行うとともに、業務の適切かつ効率的な管理に努められたい。

経営状況については、給水収益が0.4%減少しており、これは給水人口の減少による一般家庭用の使用水量の減少やコロナ禍における企業活動の変化等によるものが大きいと考えられる。今後も給水人口推移等による水量の大幅な増加は見込めないことを認識し、給水収益の変動に注視していかなければならない。

水道事業費用では、前年度と比べ全体で2.4%の減少であり、主な要因としては人件費の減少や原水及び浄水費等の修繕費が減少していることがあげられる。

給水原価については、有収水量は減少したが、事業費がより減少したため、前年度に比べ3.52円下がっている。今後も効率的な水道施設の更新、維持管理に努められたい。

単年度収支では、奥山田簡易水道事業、高尾飲料水供給事業で借入れた地方債の元金償還に対する負担金である資本費繰入収益等により、3,039万4,162円の純利益となり、前年度に比べ372万2,304円の増加である。

今後も、安心して安全な水道水を安定的に将来にわたり供給できるよう、効率的な水道事業経営、第4次拡張事業計画に基づく施設整備に努めるなど、各般にわたり格段の努力を期待する。

また、未収金については、収納確保に取り組み、その効果は認められるが、今後もより一層の収納に努められるよう要望する。

令和4年8月19日

宇治田原町監査委員 本 多 八 朗

同 原 田 周 一

宇治田原町長 西 谷 信 夫 様

令和3年度宇治田原町下水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和3年度宇治田原町下水道事業会計決算書並びに関係帳簿、証書類及び事業報告等を監査した結果、その意見は次のとおりである。

1. 審査対象

令和3年度宇治田原町下水道事業会計決算書、関係帳簿及び証書類

2. 審査期日

令和4年8月18日、19日

3. 審査の総括意見

収支予算執行整理簿に基づき、現金出納簿及び総勘定元帳、日計簿、各試算表、出納証書類を余すところなく照査のうえ、さらに、その内容につき検討を加え、審査をした結果、決算は計数的に正確であり、内容も正確なものであると認める。

業務状況については、整備済面積が292.0haで、面積整備率は、全体計画面積497.9haに対し、58.6%となり、処理区域内人口は、7,844人で、人口普及率は、88.2%となっている。また、有収水量は67万5,238^mで、有収率は97.5%となっている。

経営状況については、収益的収支において営業収益1億265万207円、営業外収益3億4,235万520円で、営業費用3億9,933万9,481円、営業外費用4,440万1,554円及び特別損失27万5,267円で、収支差引98万4,425円の当年度純利益であった。

事業開始から、建設工事及び普及促進の各般にわたり努力されてきたことが認められる。今後も引き続き、普及率の向上に努め、未整備区域における事業推進に向け、計画の見直しを行う中において、各地域にあった手法により、積極的な取り組みを進められたい。

また、供用開始から20年以上が経過し、機械・電気設備等の老朽化が進む中、更新及び修繕工事についても、計画的、効果的に進められたい。

経営面においては、現在も一般会計から多額の繰入金を受けている状況となっており、経費回収率が40.5%と非常に低い数値となっている。今後の下水道事業においても、多額の資金が必要になることに対し、人口減少などの状況を鑑みると、今後も厳しい状況が続くものと思われる。令和元年度から地方公営企業法を適用していることから、経営の健全性・効率性等について分析を行い、今後は、下水道使用料の適正化、汚水処理費の更なる効率化を図るとともに、広域化・共同化も視野に入れた経営の健全化に努められたい。

令和4年8月19日

宇治田原町監査委員 本 多 八 朗

同 原 田 周 一

宇治田原町長 西 谷 信 夫 様